

紹介と批評

太田達也 著

『仮釈放の理論——矯正・保護の連携と再犯防止——』

著者は、長年にわたり刑事政策学の発展に寄与してきた。そんな著者がこれまでに発表してきた仮釈放に関する論文を加筆修正するなどして集大成し、更に、新規の書下ろしも含めて完成させたものが本書である。著者は、仮釈放に関する理論的な探求を続け、様々な角度から検討し、犯罪者の改善更生に仮釈放及びその間の保護観察がいかに有用かつ有効であるかを研究し、本書はそれをまとめたものである。

刑事政策学は、得てして犯罪情勢や矯正・保護の現象面への対応策だけが取り上げられがちであるが（勿論それはそれが必要であるものの）、それを理論的に深化させたようなものは、これまであまり見られなかったのではないかと思われる。しかしながら、本書は、理論的な側面での探

求にも重きを置いている。

例えば、仮釈放が許容されるための服役経過期間としての「法定期間」の法的性質について、著者は、種々の学説を紹介した上、「刑事施設における矯正処遇と仮釈放後の保護観察が連携して行われ、受刑者の改善更生と再犯防止を図る上で最も効果的な時点で仮釈放は行われるべきであり、法定期間もその観点から定められるべきである。」「矯正処遇と保護観察が相まって効果を発揮することができるとする期間の下限を法定期間とすべき」（本書三九頁）であるとするとする処遇連携説を主張している。

また、無期刑の本質についても、同様に多くの学説を紹介し、検討した上で、「無期刑は、終身刑と見るより、有期刑の上限（超）を短期とし、終身を長期とする不定期刑と見るべきであると考ええる。」（本書五七頁）と主張している。

これらの各見解に到達するまでの理論的検討過程は、是非、本書を一読することで味わっていただきたいところである。

また、著者は、批判を恐れずに、実に率直に語っている。例えば、仮釈放のリスクに関して、「仮釈放者が再犯に及んだ場合、それを『失敗』と見なす風潮が、マスコミや社

会のみならず、更生保護の実務家の間にさえあるように思われる。」(本書一七頁)と問題を指摘した上、では「仮釈放中に再犯を犯した者は、満期釈放になっていれば再犯を犯さなかったのか」(同頁)という反論を展開している。まさにそのとおりであろう。保護観察下の仮釈放中ですら再犯をしたのであるなら、なんらの監督等もない満期釈放であれば、より再犯に及ぶ危険性は高かったはずだからである。仮釈放には一定のリスクはある、しかし、だからといって改善更生の可能性がある者に対しては、その芽を摘み取らなければならないのであるという著者の信念が窺われるところであろう。著者は、「保護観察を通じて再犯リスクを最小化していくリスク管理こそが仮釈放の本質である。」(本書一八頁)と喝破しているのである。

また、著者は、先に述べた「法定期間」について、現行刑法では、有期懲役刑について、その三分の一としているが、「法定期間は、現行よりも長い二分の一とするのが望ましいように思われる。」(本書四一頁)と述べている。著者は、このような考え方に対する批判が生じることについて、このような「提案に対しては、厳罰化であるという批判が当然になされよう。しかし、法定期間の伸長は厳罰化であるとして当初より絶対に許さないとし、法定期間の見

直しは必ず仮釈放の早期化だけを目的として論ずべきとすることは、あまりに一方的な議論である。我が国の刑罰論でよく見られるような、現行制度より刑罰を重くする改正は厳罰であり、絶対に認められないとする主張と同じである。」「法制度である以上、明確な理念と根拠に裏打ちされた法的期間である必要がある、仮釈放時期の適正化という視点で捉えるべきものである。」(本書四二頁)と述べている。著者は、何でもかんでも厳罰反対を主張する論者に対して一歩も引くことなく、「明確な理念と根拠に裏打ち」された理論により、仮釈放を適正化しようと試みていくのである。

さらにいえば、著者の主張する「考試期間主義」については、よりアレルギー反応を示す方々もおられよう。著者は、「仮釈放を一定の要件の下で残刑の執行を猶予する制度とし、その執行猶予期間を仮釈放期間と位置付ければ、仮釈放期間は残刑刑期の長短とは関係なしに設定することができ、仮釈放後の改善更生と再犯防止を目的とした長期の保護観察を行うことが可能になる。」(本書一三七頁)として、考試期間主義を主張している。これによれば、考試期間中の再犯や、重大な遵守事項違反があった場合には、たとえそれが残刑相当期間経過後であっても、仮釈放の取

消により残刑が執行されることになる。そうなると仮釈放を受ける受刑者に著しく不利益であつて嚴罰主義であるとして反対する論者が出てくることは当然に予想されるところである。そのような反対意見に対しても著者は、仮釈放について残刑を猶予する制度であると考え、「残刑猶予主義を採れば、残刑の執行そのものは猶予されているのであつて、残刑を超えて刑の執行を行うものではなく、残刑相当期間以上の仮釈放期間が設定されていても、その期間を大過なく過ごせば残刑の執行が免除されるのであつて、それをもって不当な人権の制約に当たるとは言えない。全部執行猶予の場合、宣告刑期以上の猶予期間が設定されることが一般的であるが、それを人権侵害だと言う者はいないであらう。」(本書一三八頁)と堂々と反論を述べているところである。

このような著者の考え方は、現行法制度を前提とする限り、満期釈放者がなんらの指導、助言等のサポートを受けることなく、いわば無責任に社会に放たれていることが、もつとも改善更生や再犯防止に反することであるとの認識に基づくものである。我が国の保護観察制度を最大限に活用し、犯罪者の改善更生や再犯防止につながるためには、仮釈放制度を活用するしかないとの著者の思いがそこにある。

るのである。そのため、著者が主唱した刑の一部執行猶予が法制度化されたが、これも一部執行猶予の際の保護観察に受刑者の改善更生と再犯防止を期待したものであった。しかしながら、根本的には、そもそも満期受刑者に対する、その後の保護観察等の指導、助言等が行い得ないという現行の制度的欠陥が問題なのである。これは、まさに著者が絶望的に諦めている「保安処分」論争につながるものである。評者も著者のそのような思いは理解できるものの、我が国に本當に「表現の自由」、「思想の自由」というものが存在するならば、もうそろそろ「保安処分」論争の亡霊からの呪縛を解いて、犯罪者の真の更生につながるような満期釈放後の保護観察制度が議論の俎に乗つてもよいのではないかと思つている。

また、本書では、その他にも、仮釈放に関連して、矯正と保護を貫く段階的処遇の問題点やその対策、被害者支援の在り方、外国人受刑者の処遇の問題、性犯罪者の再犯防止策等、幅広く検討されていることも注目に値するところである。

本書は、専門書でありながら、著者が刑事政策の入り口から高度な問題点まで理解できるように丁寧論述してくれている。刑事政策に興味を持つている方々はもちろんの

こと、そうでない方々、特に、著者の意見、立場に反対する方々にも、是非、ご購入をお勧めしたい。

(慶應義塾大学出版会、二〇一七年)

城 祐一郎